

福井県・石川県災害時等相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、福井県と石川県（以下「両県」という。）が、原子力災害に備えた連携及び災害に備えた平時からの連携強化を図るとともに、いずれかの県で災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、被災県単独では十分に被災者の救援等が実施できない場合に「北陸三県災害時等の相互応援に関する協定（平成7年10月27日締結、平成21年5月18日改定。以下「三県協定」という。）」に基づく広域応援に加え、隣接県として応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は三県協定第3条に定めるもののほか、原子力災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、次の各号を加えるものとする。

- (1) 広域避難に係る避難者の受け入れ調整
- (2) 原子力防災活動資機材の提供
 - ア 緊急時モニタリング資機材
 - イ 原子力防災活動資機材
 - ウ 緊急時医療資機材
- (3) 原子力防災関係職員の派遣
 - ア 緊急時モニタリング関係職員
 - イ 緊急時医療関係職員
 - ウ その他原子力災害対策関係職員

(応援要請の手続)

第3条 前条各号に規定する応援を受けようとする県は、次の事項を明らかにして、電話またはファックス等により他の県に応援要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 前条第1号に掲げる広域避難に係る被災市の地区名および避難対象人数
- (2) 前条第2号に掲げる原子力防災活動資機材の種別および数量
- (3) 前条第3号に掲げる原子力防災関係職員の種別および所要人数

(応援経費の負担)

第4条 第2条の応援に要した経費は、原則として、応援を受けた県の負担とする。

- 2 広域避難に係る避難者の受入に伴い、受入市において発生する経費は、応援した県が取りまとめを行い、応援を受けた県に請求するものとする。

3 応援を受けた県が費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた県から要請があった場合は、応援した県は、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(災害応援対策連絡会議の設置)

第5条 両県は、三県協定および、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時からの連携を図るため、両県の防災関係機関で構成する「災害応援対策連絡会議」を設置し、あらかじめ応援内容を具体的に定めるとともに、毎年その見直しを行い、三県協定第8条各号に掲げる資料に加え、広域避難に関する要綱および緊急時モニタリング計画に関する資料等を交換するものとする。

(訓練等の参加)

第6条 両県は、原則として、各県主催の総合防災訓練や原子力防災訓練に職員を派遣し、訓練に参加するものとする。

2 各県主催の研修会等に相互に参加するよう努めるものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、両県の担当部局が別途協議して定めるものとする。

(施行期日)

第8条 この協定は、平成26年6月11日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年6月11日

福井県知事 西川 一誠

石川県知事 谷本 正憲